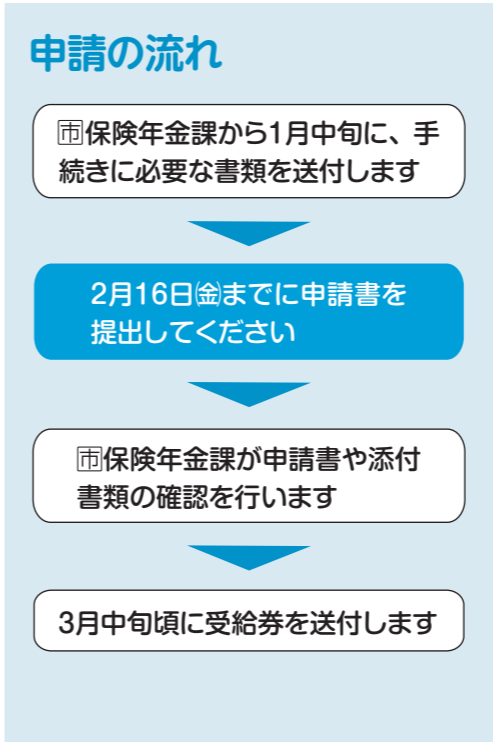


4月診療分より拡大します 子ども医療費助成の通院（外来）対象年齢

これまで小学校就学前までの子どもを対象としていた通院（外来）医療費助成の対象年齢を、4月診療分より小学校3年生（9歳に達した日以後の最初の3月31日）までに拡大します。

この助成を受けるには、申請の手続きを行い、福祉医療費受給券（子ども医療）の交付を受けることが必要です。申請の流れは左図で示します。

対象児童の保護者には、1月中旬頃に案内と申請書を送付しますので、期限内に提出をお願いします。期限が過ぎたからの申請も受け付けます。



対象児童 平成21年4月2日～同24年4月1日生まれ
問い合わせ先 困保険年金課
☎30・6136番、FAX 22・1398番

祝日などのごみ等収集のお知らせ

1月8日(月・祝)は、通常どおり収集を行います。ただし、雨清掃センターへの直接搬入はできません。

詳しくは「ごみ等の収集力レンダー」でご確認ください。ごみは、収集日の朝8時まで決められた場所に出してください。

問い合わせ先 雨清掃センター
☎22・2734番、FAX 24・7787番



地域清掃活動のダンンプ車の配車申請

自治会などの地域が行う清掃活動で発生する土や草を処分するために、回収車（ダンンプ車）を配車します。

配車を希望する団体（自治会など）は、申請書類を雨清掃センターに郵送してください。



そのため、休日開庁を行います。
日時 1月28日(日) 午前9時30分～午後1時(受付時間は午前9時30分～午後0時30分)
問い合わせ先 困市民課
☎30・6111番、FAX 22・1398番

改正しました 彦根市宅地開発等指導要綱

9月に彦根市宅地開発等指導要綱を改正しました。改正内容の一部としては、土地に定着する太陽光発電設備で、敷地面積が1,000㎡以上のもので対象に、市に対して協議書の提出を求めることになりました。

これにより、事業者に対して景観への配慮や環境保全に努力を求めるとともに、地元自治会への周知など、市と協議をしたうえで事業を進めていただくことになりました。内容など、詳しくは彦根市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。
問い合わせ先 困都市計画課
☎30・6124番、FAX 24・8517番

マイナンバーカード交付 休日開庁日

マイナンバーカードを交付

③平成29年度に配車を希望した団体（自治会など）には、申請案内を郵送しています。配車日時など詳しい内容は、1月4日(木)以降にお問い合わせください。
申込・問い合わせ先 雨清掃センター
☎22・2734番、FAX 24・7787番

平成29年分から31年分までの申告は、医療費の領収書の添付または提示で行うことができます。
問い合わせ先 困税務課市民税係
☎30・6140番、FAX 22・1398番



巡回市長室

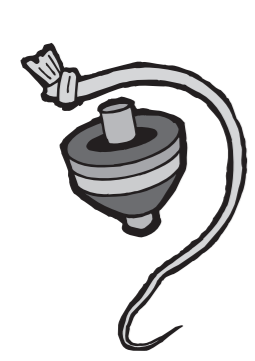
日時 1月25日(木) 午前10時～正午
場所・申込場所 稲枝支所(田原町)
定員 5人(団体(先着順))
申込期間 1月4日(木)～同24日(水)
問い合わせ先 困まちづくり推進室
☎30・6117番、FAX 22・1398番

※申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

売払物件

物件所在地	小泉町字藤ノ木256番1
地目	宅地
面積	325.13㎡ (実測 325.13㎡)
予定価格 (最低売却価格)	794万円

随時募集(先着順)で市有地を売却します。随時(先着順)で市有地の購入者を募集します。最低売却価格以上で一定の条件を満たせば、ごなたでも購入できます。所定の申込書に必要事項を書いて、困公有財産管理課にお持ちください。
※案内書や申込書は、困公有財産管理課にあるほか、彦根市ホームページからダウンロードできます。
売払物件 左表のとおり
受付期間 1月15日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
受付場所 困公有財産管理課(彦根駅西口仮庁舎4階) ※受付初日のみ、午前9時から



市・県民税申告の受付と農業所得の収支計算相談会
確定申告期の前に、市・県民税申告の受付と、確定申告書などに添付する農業収支内訳書を作成するための相談会を行います。
申告が必要と思われる人には「申告のご案内」を送付します。確定申告期間中は会場がたいへん混雑するため、同相談会をご利用ください。また、「申告のご案内」の送付が

ら受付を開始します。午前9時の時点で2人以上の申込者があった場合は、「市有財産買受け申込書」に記載の買受価格が高い人から順に受付を行います。買受価格が同額の場合、申込者によるくじ引きにより、受付順を決定します。
申込・問い合わせ先 困公有財産管理課
☎30・6114番、FAX 30・6147番

なかつた人でも、申告が必要な場合はお越しください。
※この相談会で確定申告の受付はできません。
日時・場所
▼1月31日(水)、2月1日(木) いずれも午前9時～正午、午後1時～同4時 稲枝支所(田原町)
▼2月2日(金) 午前9時～正午、午後1時～同4時 グリーンピアひこね(清崎町)
▼2月5日(月)～同9日(金) いずれも午前9時～正午、午後1時～同4時30分 困税務課(彦根駅西口仮庁舎4階)
※右記期間外も、困税務課窓口(彦根駅西口仮庁舎3階)で随時受け付けています。
持ち物 「申告のご案内」、印鑑、平成29年中の所得がわかる書類(源泉徴収票など)、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」(事前に収入と経費を集計し、同相談会で相談・作成可)、所得控除の対象となるものにかかる書類(生命保険料や地震保険料の控除証明書など)
医療費控除の申告にかかる改正
■スイッチOTC医薬品(※1) 購入による医療費控除の特例
平成29年中に、本人または生計をとるに家族が薬局などで購入したスイッチOTC

医療費の購入金額によって、医療費の一部が税から控除されます。
控除額の適用額 購入合計金額が1万2千円を超える額(8万8千円が上限)
必要な書類
▼申告者が平成29年中に健康診断など(※2)を受診したことがわかる書類
▼スイッチOTC医薬品を購入した際の領収書に基づき作成した明細書
この控除を受ける場合、従前の医療費控除は適用されません。
※1 要指導医薬品・一般用医薬品のうち、医療用から転用された一部の医薬品
※2 特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
医療費控除に関する添付書類の見直し
平成29年分の申告から、医療費の領収書を提出する代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」(自己負担金の記載があるものに限り)を添付すると、明細の記入を省略できます。